

魚津の食と地域の交流促進協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、「魚津の食と地域の交流促進協議会」とする。

(目 的)

第2条 本協議会は、以下の3つを目的とする。

- (1) 単一の自治体で水の循環が完結している魚津市の水の恵みである自然・文化・生活と市内の農林漁業など地域全体を活かしたフィールドミュージアムの形成。
- (2) その環境を活かした様々なツーリズムを開発し、地域の主体性をつくりだそうと努力している人々が受入者となることにより、二次的収入を得ながら継続的に魚津市の自然・文化・生活を守り、価値を高め、そしてそれらを広め、魚津を愛する人を作りだしていくためのモデル作りを行うこと。
- (3) これらにより地域に住む人々やツアーに参加する人々が、魚津市を通じて交流をおこない、将来にわたり健やかに豊かで文化的な生活が持続していけるよう推進していくこと。

(活 動)

第3条 本協議会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の農林漁業及び自然・文化・生活をもともとあった形で残していくための収集・保存事業
- (2) 地域全体をフィールドミュージアムとして一体的に地域暦、地域サイトマップの作成事業
- (3) 地域の農林漁業及び自然・文化・生活を体感し、学び楽しむための学習プログラム、ツアーの提供
- (4) 学習プログラム、ツアー実施に必要な旅行業法その他法令に基づく申込受付・決裁・連絡手段、ガイドライン、評価の仕組み等のツアー支援環境提供事業
- (5) フィールドミュージアム、学習プログラム、ツアーなどに関する解説ガイド、現地ナビゲーションのためのコンテンツ制作、情報提供事業
- (6) フィールドミュージアム、学習プログラム、ツアーなどを通じて学びあうコミュニティの交流促進事業
- (7) 以上の活動についてより多くの人に知っていただくための広報事業
- (8) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本協議会の会員は、本協議会の目的に賛同する者とする。

(役員、組織)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 監 事 | 2名 |

- 2 会長の指名により必要に応じ、顧問、相談役、それぞれ若干名をおくことができる。
- 3 特定事業の推進のために、本協議会の中に分科会をおくことができる。分科会の設置は会長と事務局で定める。

(役員任免、任期)

第6条 役員は総会において会員の中から選任し、または解任する。

2 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(会議の種類)

第7条 会議は、必要に応じて会長が召集し、主催する。

2 会議は総会及び役員会とする。

3 会議の議長は、総会、役員会においては会長がこれにあたるものとする。

4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(総会)

第8条 総会は、会員により構成され、会長がこれを召集する。

2 総会は、原則として年1回開催し、事業計画、事業報告、会計などにつき、報告及び承認を行う。

3 総会は、規約の改正を行う事ができる。

(議事録)

第9条 総会及び役員会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した役員は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(会費)

第10条 協議会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、およびその他の収入を以てこれに充てる。

2 協議会の会費は、総会において金額および徴収方法を決定するものとする。

3 分科会の会費は、参加者が必要と認めるとき、参加者の同意により、金額および徴収方法を決定するものとする。

(事務局)

第11条 事務局は魚津市観光協会に置く。また事務局に会計担当を置く。

(協議会の解散する場合の地位の継承と残余財産の処分)

第12条 協議会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 この協議会を解散する場合には、魚津市観光協会にその地位を継承するものとする。

3 この協議会が解散したときに残存する財産は、魚津市観光協会に譲渡するものとする。

付則

本規約は、平成23年6月2日（発起総会の日）から施行する。

本規約は、平成23年8月23日（平成23年度の臨時総会の日）から一部改定する。